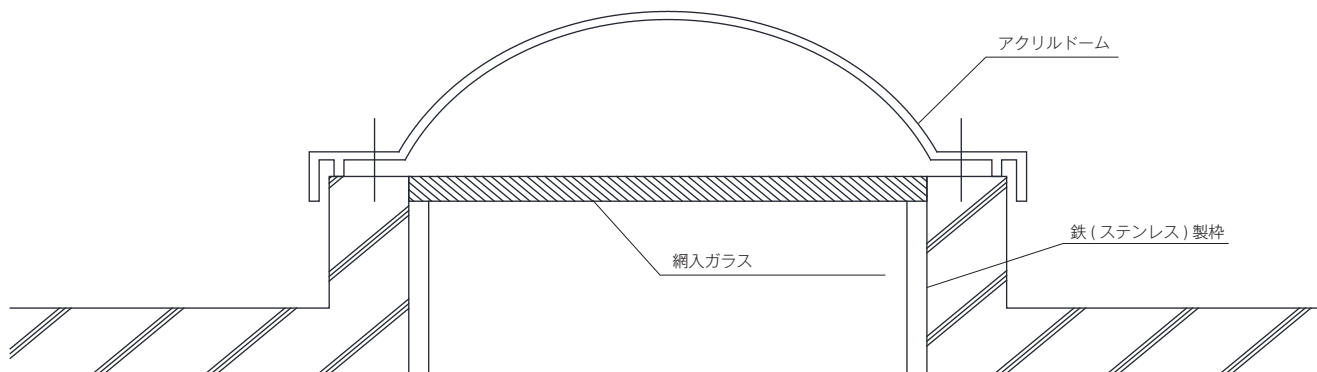


■ 耐火仕様について

現在、トップライト及びトップライトの設置に関しては法律上の明確な規定がない為、法令等に基づく使用や試験方法、認定等も定められておりません。そのため耐火仕様につきましては下記の指針に基づいて製作しております。



トップライトは通常は明かり採りとして開口部要素が強いが、防火上、耐火上の点からみると「屋根」として考える必要がある。したがって、法第22条の指定区域内の場合は不燃材料または昭和45年建設省告示第101号に適合する材料を使用すればよいが、法第27条等により耐火建築物を要求される建築物の場合は、主要構造部である屋根として30分耐火以上にする必要がある。国土交通省住宅局内建築基準法研究会編 「建築基準法質疑応答集」より

耐火建築物の屋根にトップライトとして「アクリルドーム等」を使用する場合には、図のようにドームのバックアップとして内側に鉄製(ステンレスも含む。)枠付網入ガラスを設置するものとする。
(株)ぎょうせい発行 「建築物の防火避難規定の解説 2016」より

※法第22条の指定区域…防火地域及び準防火地域以外の市街地で、防火について制限する区域のこと。
(都市部の火災において、飛び火による屋根の延焼をおさえるため、特定行政庁が定めた地域。)
※法第27条…耐火建築物にしなければならない特殊建築物の規定。
※耐火建築物の屋根に必要な耐火性能…30分(令第107条より)
※30分耐火の屋根の構造【平成12年建設省告示第1399号第5の3(最終改正 平成29年3月21日国土交通省告示第201号)より引用】
…「鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入りガラスで造られたもの」

三和式ベンチレーターのアルミ製トップライトはこれらの規定・指針に基づきスチール枠を製品内側に設けることにより「30分耐火の屋根」に該当しています。